

一七	銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準の補完	三一 七五 二五
一六	金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき、金融商品取引法第五十七条の十七第一項の規定に基づき最終指定親会社が最終指定親会社及びその子法人等の経営の健全性を判断するための基準として定める総損失吸収力及び資本再構築力に係る健全性の状況を表示する基準の一部を改正する件	三一 七五 二五
一五	金融商品取引業等に関する内閣府令第九十九条第十二号イの規定に基づき、金融商品取引業等に関する内閣府令第九十九条第十二号イの規定に基づき金融庁長官が定める劣後特約付借入金及び劣後特約付社債を定める件	三一 七五 四
一四	銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準等の一部を改正する件	二九 七二 五〇
一三	銀行代理業者に係る銀行代理業の許可がその効力を失った件	一九 三
一二	資金決済に関する法律施行令第三十条第四項の規定に基づき、同条第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限を定める件	

一八	中小企業等経営強化法施行令第十六条第二項に規定する金融庁長官の指定する金融機関を定める告示の一部を改正する件	三一 七五 三六
二	○金融庁、法務省、財務省、株式会社等 社債、株式等の振替に関する法律第四十四条第一項第十三号の規定に基づき口座管理機関を指定する件の一部を改正する件	二 二
一	○金融庁、財務省、経済産業省 株式会社商工組合中央金庫法の規定及び経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準及び経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件	三一 七五 三六

二	株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二十九条ただし書（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める比率の一部を改正する件	三一 七五 一七
一	○金融庁、農林水産省 農林中央金庫法第九十五条の六第一項の指定を受けて紛争解決等業務を行う者の主たる事務所の所在地の変更に関する件	二 二
二	農林中央金庫法第五十六条の規定に基づき、農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準として定める流動性に係る健全性を判断するための基準及び農林中央金庫法施行規則第一百二十二条第五号ホ等の規定に基づき、流動性に係る経営の健全性の状況について農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める事項の一部を改正する件	二 二
三	農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二十九条ただし書（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める比率の一部を改正する件	三一 七五 一七

一	○消費者庁 消費者安全法第四十七条第二項の規定により都道府県知事又は消費生活センターを置く市町村の長が行うこととする事務の範囲及びその事務を行う者を定める告示の一部を改正する件	三一 七五 三七
一	○復興庁 東日本大震災復興特別区域法第四十四条第一項に規定する指定金融機関を指定した件	一八 二
二	復興庁が必要な予算を一括して要求し、確保する事業及び復興庁が実施に関する計画を定める事業を定める件の一部を改正する件	三〇 四
一	○復興庁、厚生労働省 厚生労働省関係東日本大震災復興特別区域法第二条第四項に規定する告示の特例に関する措置及びその適用を受ける復興推進事業の一部を改正する件	三一 七四 四三
五八	○総務省 無線設備規則第四十八条第三項の規定に基づき、昭和五十五年郵政省告示第三百二十九号の一部を改正する件	二 四五 二三
五九	電波法施行規則第十一条の五第二号の規定に基づき、昭和六十一年郵政省告示第二百二十一号の一部を改正する件	二 四五 二三
六〇	無線従事者規則第六十一条第五号の規定に基づき、平成二年郵政省告示第二百八十一号の一部を改正する件	二 四五 二三
六一	無線局運用規則第四百四十六条第一項等の規定に基づき、平成三年郵政省告示第四十六号の一部を改正する件	二 四五 二四